

営業時間短縮要請に関するよくある質問

令和3年9月11日

<申請者要件等について>

Q1：営業時間短縮（以下、「時短」という。）に対する協力金の申請者の要件を教えてください。

次の全ての要件を満たす方となります。

- ① 鹿児島市に、時短要請の対象となる施設（以下、「要請対象施設」という。）を有しているものとする。
※ ただし、政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でないと判断するものを除く。
- ② 要請前は20時以降も営業していた施設で、県の時短要請（期間：令和3年9月13日（月）0:00時から同年9月30日（木）24:00までの全ての期間）に応じて、以下の時短要請にご協力いただいていること。
 - ・営業時間は、5時から20時までの間とする。
 - ・フードコートを併設している場合、酒類の提供はできません。
- ③ 時短要請の時点（令和3年9月9日）で、
 - ・対象区域において営業継続中であり、
 - ・特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる施設のうち、20時以降も開業する1,000平方メートルを超える施設であること。※ 物品販売業、サービス業を営む店舗における生活必需物資を除く
- ④ 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。
また、前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

Q1-1：NPO法人，組合，個人事業主，中小企業及び大企業は，協力の支給対象になりますか。

申請者要件等を満たした場合，支給対象になります。
（企業規模，個人・法人の形態は問わない。）

Q2：鹿児島県内に本社がない(県外に本社がある) 場合も対象となるのか教えてください。

大規模集客施設運営事業者及びテナント事業者の本社の所在地は問いません。

対象区域内（鹿児島市）にある対象施設及び当該施設のテナント等が対象となります。

Q3：時短要請の対象となる大規模集客施設と時短要請の内容を教えてください。

【時短要請の対象となる大規模集客施設】

建物の総床面積が1,000㎡を超える下記の施設

- (1) 劇場等
劇場，観覧場，映画館，演芸場など
- (2) 集会場等
集会場，公会堂，展示場，貸会議室，文化会館，多目的ホールなど
- (3) ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
- (4) 運動施設
体育館，スケート場，水泳場，屋内テニス場，柔剣道場，ボウリング場，テーマパーク，遊園地，野球場，ゴルフ場，陸上競技場，屋外テニス場，ゴルフ練習場，バッティング練習場，スポーツクラブ，ホットヨガ，ヨガスタジオなど
- (5) 博物館等
博物館，美術館，科学館，記念館，水族館，動物園，植物園など
- (6) 遊技場
マージャン店，パチンコ店，ゲームセンターなど
- (7) 遊興施設
個室ビデオ店，個室付浴場業に係る公衆浴場，射的場，勝馬

投票券発売所，場外車券売場など

(8) 物品販売業を営む店舗

大規模小売店，ショッピングセンター，百貨店，家電量販店
など（生活必需物資を除く）

(9) サービス業を営む店舗

ネイルサロン，エステティック業，リラクゼーション業など
（生活必需サービスを除く）

【時短要請の内容】

上記の集客施設等について，20時以降も営業する施設の管理者に対し，要請期間の全期間について，20時から翌日5時までの営業を行わないことを要請します。（イベント開催時及び映画館は21時）

また，混雑時は入場制限を行うなど，感染リスクを引き下げる適切な対策を行ってください。

※ **9月13日（月）0時から**時短要請期間です。

Q4：時短要請の対象外となる集客施設を教えてください。

次の集客施設は対象外となります。

Q3に掲げる集客施設等のうち，

(1) 建築物の総床面積が1,000平方メートルを超えない施設

(2) 1,000平方メートルを超える施設内の，生活必需物資
売場・生活必需サービスの提供場所

Q5：大規模集客施設（総床面積が1,000㎡を超えている）か否かは何に基づいて判断するのか教えてください。

登記簿事項証明書（建物），建築物確認申請書，大規模小売店舗立地法上の届出の写しなどに記載されている床面積で判断します。

Q6：時短要請対象の総床面積の考え方を教えてください。

(1) 基本的な考え方

施設敷地内に所在する建築物において、事務スペース等の売場面積以外も含んだ総床面積が

1,000㎡超 → 時短要請対象

1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※協力金算定に係る面積ではありませんので注意してください。

(2) 1つの施設における敷地内に複数建築物がある場合

それらの建築物の床面積を合計して

1,000㎡超 → 時短要請対象

1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※1つの施設敷地内に複数の建物が存在する場合であっても、複数の施設であると考えられる場合にはこの限りではありません。

例) 同一敷地内でA館とB館がある場合、各館の床面積を合計する。

※協力金算定に係る面積ではありませんので注意してください。

(3) 同一の敷地内に駐車場がある場合

立体駐車場の場合：建築物として合算します。

「店舗入居の建築物＋立体駐車場」が

1,000㎡超 → 時短要請対象

1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※露天駐車場は合算しません。

※協力金算定に係る面積ではありませんので注意してください。

(4) 施設管理者が存在するショッピングモール、アウトレットモールなど

それぞれの建築物の床面積を合算します。

例えば、建築物A＋建築物B＋建築物C（生活必需品等提供のテナント）を合算し、

1,000㎡超 → 時短要請対象

1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※ただし、生活必需品・サービスを提供するテナントは、時短要請の対象外としています。

※協力金算定に係る面積ではありませんので注意してください。

- (5) ゴルフコース
建築物（クラブハウス等）の床面積が
1,000㎡超 → 時短要請対象
1,000㎡以下 → 時短要請対象外

コースの面積は含まれません。

ただし、時短要請の対象はゴルフ場全体（クラブハウス等の建築物、ゴルフコース）となります。

※協力金算定に係る面積ではありませんので注意してください。

- (6) テーマパーク・遊園地
建築物の床面積が
1,000㎡超 → 時短要請対象
1,000㎡以下 → 時短要請対象外

園内土地の面積及び遊具等の敷地面積も含まれません。

ただし、時短要請の対象は施設全体（建築物、遊具・アトラクション、園内土地）となります。

※協力金算定に係る面積ではありませんので注意してください。

- (7) 百貨店やマーケット等の施設において、施設管理者が存在し、複数のテナントが入居する店舗

管理対象である店舗全体が時短要請対象となります。

要請対象施設かどうかを判断する場合は、生活必需品売場や生活必需サービス提供場所も含んで考えますが、生活必需品売場・生活必需サービスを提供する場所は、時短要請の対象外としています。

- (8) ホテル・旅館等の集会の用に供する部分
客室、大浴場、テナント等の床面積は合算しません。
集会場・宴会場等として機能するうえで必要な個所の床面積を合算します。

ロビー、移動通路、控室、フロント・調理場等の事務スペース等も合算し、1,000㎡超える場合は時短要請の対象となります。

※協力金算定に係る面積ではありませんので注意してください。

Q7：協力金の支給対象となる施設の考え方を教えてください。

大規模集客施設運営事業者、テナント事業者、映画館運営事業者及び映画配給会社が対象となります。

(1) 大規模集客施設運営事業者

大規模集客施設（Q3のとおり）の運営により収益を得る事業を行う者であって、施設の営業時間短縮等を決定する権限を有する事業者。

なお、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除く。

(2) テナント事業者

大規模集客施設との契約に基づき、当該大規模集客施設の区画を賃借し、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該大規模集客施設を利用する一般消費者向けに、当該大規模集客施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む事業者、かつ、当該大規模集客施設が時短営業を行ったことに伴い、やむを得ず時短営業を行うこととなった店舗を営む事業者。

なお、当該テナント事業者については、業種を問わず（生活必需物資等販売店を含む）、協力金の支給対象となります。

また、店舗面積1,000㎡を超えるテナント事業者については、上記（1）の大規模集客施設運営事業者に該当する場合は、大規模集客施設として申請を行うことも可能です。（大規模集客施設運営事業者としての協力金と、テナント事業者としての協力金の重複受給はできません。）

Q8：大規模集客施設運営事業者です。

協力金の支給内容について教えてください。

1 テナント、特定百貨店店舗(※1)有りの場合

①に加え、施設の状況に応じて②及び③も支給されます。（計算式はQ27を御参照ください。）

- ① 自己利用部分面積(※2)に係る協力金
- ② テナント事業者等管理把握に係る協力金（協力金の対象となるテナント事業者等が10以上ある場合のみ）
- ③ 特定百貨店店舗数に関する算定
（最終的には特定百貨店店舗に支払われることを想定）

2 テナント、特定百貨店店舗なしの場合

- ① 自己利用部分面積に係る協力金（計算式はQ27を御参照ください。）

(※1) 特定百貨店店舗

床面積が1,000㎡を超える百貨店等において事業を営む店舗で、以下の要件を全て満たす者。

- ・ 当該店舗の売上げが当該百貨店等にいったん計上され、その後、分配される場合
- ・ 当該百貨店等から一定の区画の分配を受けている場合
- ・ 当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる場合

(※2) 自己利用部分面積

大規模集客施設運営事業者自らが一般消費者向けの事業の用に直接供している部分であって、営業時間短縮要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている部分の面積とします。

また、大規模集客施設内に在る、催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路部分も含まれます。

なお、テナント店舗部分、生活必需物資販売部分、サービス提供を直接行っていない部分（階段、施設間の連絡通路、エレベーター、トイレ、バックヤード等）は除きます。

Q8-1：運営している大規模集客施設内のテナント店舗のうち、営業時間短縮要請に応じなかったものが一部でもあった場合、協力金の対象となりますか。

テナント事業者に対して時短営業を働きかけたが、テナント事業者が要請に応じなかった場合であっても、大規模集客施設が自己利用部分で要請に応じていれば、自己利用部分面積に係る協力金の対象となります。（テナント事業者等の管理把握部分と特定百貨店店舗分の考え方については、Q8-2参照）

Q8-2：運営している大規模集客施設内にテナント店舗が50店舗存在していますが、そのうち、大規模施設の時短営業の影響を受けていない店舗（生活必需品を販売するテナント等）が30店舗あります。

また、特定百貨店店舗が10店舗存在していますが、そのうち大規模集客施設の時短営業の影響を受けていない店舗が5店舗あります。

この場合、テナント店舗の管理把握部分と特定百貨店店舗分はどうなりますか。

テナント事業者等の管理把握部分の対象となる店舗とは、協力金の支給対象となるテナント事業者が運営する店舗となるため、全体のテナント店舗数(50)から大規模集客施設の時短営業の影響を受けていない店舗数(30)を差し引いた20店舗となります。

一方、特定百貨店店舗については、協力金の支給対象となっていないテナント店舗についても店舗数に含めることができるため、10店舗となります。

よって、テナント店舗の管理把握部分は30店舗（テナント20店舗＋特定百貨店店舗10店舗）、特定百貨店店舗分は10店舗として計算します。

テナント店舗の管理把握部分

施設内店舗数(50)－大規模施設時短影響外店舗（30）＝20

Q8-3：ショッピングモールを運営しています。

同一敷地内にA館とB館があり、それぞれ建物として独立しています。

A館とB館を合わせて一体のサービスを提供していますが、どのように申請すれば良いか教えてください。

建物としては完全に独立している場合でも、複数の施設で一体のサービスを提供している場合は、A館とB館をあわせて1つの施設として申請してください。

Q9：テナント事業者です。
協力金の支給内容について教えてください。

テナント事業者向け協力金が支給されます。

なお、テナント事業者の場合、大規模集客施設運営事業者が時間短縮の要請に応じていただいていることが、協力金の支給条件となるため、自主的な時短については、支給対象となりません。

協力金の計算式は、Q27を御参照ください。

※ 大規模集客施設が時短営業を行ったことに伴い、やむを得ず時短営業を行うこととなった店舗を営むテナント事業者については、業種を問わず（生活必需物資等販売店を含む）、協力金の支給対象となります。

また、店舗面積1,000㎡を超えるテナント事業者については、大規模集客施設運営事業者（Q6のとおり）に該当する場合は、大規模集客施設として申請を行うことも可能です。（大規模集客施設運営事業者としての協力金と、テナント事業者としての協力金の重複受給はできません。）

<時短要請内容について>

Q10：時短要請の内容を教えてください。

要件に該当する集客施設等について、20時以降も営業する施設の管理者に対し、要請期間の全期間について、20時から翌日5時までの営業を行わないことを要請します。

また、混雑時は入場制限を行うなど、感染リスクを引き下げる適切な対策を行ってください。

※ 9月13日（月）0時から時短要請期間です。

Q11：時短要請の根拠は何ですか？

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請です。

Q12：時短要請を受けていない集客施設が自主的に時短した場合は、協力金の支給対象となりますか？

県の要請に応じていただいた方への協力金であることから、要請を受けていない施設の自主的な時短については、支給対象となりません。

Q13：営業時間の短縮ではなく、休業した場合でも協力金の支給対象となりますか？

休業した場合でも、協力金の対象となります。

ただし、要請はあくまで「午後8時までの営業時間短縮」であるため、時短率は20時以降の営業を休止した時間を用いて算出します。

Q14：コロナ対策で、既に自主的に時短営業をしていましたが、協力金の支給対象になりますか？

通常の営業時間を看板などで確認でき、その他の要件も満たしていれば、支給対象となります。

Q15：毎週日曜日が定休日なのですが、9月13日（月）から9月30日（木）まで時短した場合、要請期間中に定休日が2日あるので、2日分の協力金が減額されますか？

いいえ。要請期間中に定休日が含まれていても、要請対象施設が全ての期間を通じて要請に応じ、その他の要件を満たしていれば、協力金が支給されます。

Q16：準備の関係で9/13から時短営業できませんでした。9/22日以降から時短営業を始めても、協力金の支給対象となりますか？

いいえ。9月13日（月）から9月30日（木）全ての期間、営業時間の短縮を継続した場合は、要請に応じた日数分の協力金が支給されます。

Q17：対象区域内に複数の店舗を有していますが、店舗の数ごとに支給されますか？
また、全ての店舗が要請に応じないと支給されませんか？

全ての店舗が時短要請に応じることを協力金の給付要件とはしていません。店舗ごとに協力金の支給対象であるか判断します。
一部の店舗のみ申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り時短営業への御協力をお願いいたします。

Q18：午後8時に閉店し、お客様が退店した後、店員が事務作業を行ってもよいですか？

はい。問題はありませんが、営業を継続していると誤解されないようご注意ください。

Q19：指定管理者は協力金の支給対象となりますか？

施設の開館時間の時間短縮（休館）について決定権限が無い場合には対象となりません。
なお、国及び地方公共団体その他これに類する法人も対象外となります。

<協力金の申請手続きについて>

Q20：協力金の申請はいつからいつまでですか？

9月13日（月）～9月30日（木）に実施する営業時間短縮要請に係る協力金の申請期間は、令和3年10月1日（金）から11月22日（月）まで（※当日消印有効）です。

なお、簡易書留やレターパックで申請していただくこととしております。

Q21：協力金の申請書類はどこで入手できますか？

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の申請書等の指定様式は、申請要領とあわせて、10月1日（金）13時に県ホームページ等で公開します。

Q22：パソコンが無い場合、申請書類はどこで入手すれば良いですか？

申請書類の配布方法については今後お知らせしますが、県ホームページからのダウンロード以外の方法でも入手可能とする予定です。

申請書類については、複数の広報媒体でお知らせする予定ですので、ご確認ください。

Q23：大規模集客施設運営事業者が、施設内のテナント事業者分もまとめて申請できますか。

テナント事業者の協力金の交付対象となる施設内のテナント事業者の分を大規模集客施設運営事業者がまとめて申請することができます。

Q24：県の要請に応じて時短したことは、どのように確認するのですか？

申請時に、時短要請に応じて9月13日（月）0時から9月30日（木）24時まで時短営業を行ったことが分かる書類を提出していただきます。

該当する書類としては、時短を告知する張り紙等を店頭に掲示している外観写真や、その張り紙等、自社ホームページ画像の写しなどです。

複数店舗を運営している場合には、各店舗毎に資料をご準備ください。時短を行う店舗等の名称や時短の状況が分かるようにお願いします。

Q25：なぜ簡易書留やレターパックで申請する必要があるのですか？県庁の出先機関に持参して良いですか？

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請書の持参はご遠慮ください。

万一、申請書類がこちらに届かない状況が生じた場合も、申請者において郵便物の追跡確認ができるように、簡易書留やレターパックでお願いします。

Q26：協力金はなるべく早く申請しないと予算が無くなってしまいますか？

早い者勝ちということはありません。申請期間内に受付したもののについては、要件を満たせば、協力金の対象となります。

Q26-1：国や市町村の給付金と重複して申請できますか？

当該協力金は、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS for the future!コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金（飲食店を対象としたもの）のいずれについても、期間を重複して受給することはできません。

その他の制度については、要件を満たせば、重複して申請することは可能です。

なお、新型コロナウイルス関連の支援金等については、各制度の規定において、重複に関する制限を設けている場合もありますので、それぞれの制度をご確認ください。

Q26-2：飲食店の時短要請に関する協力金とテナント事業者向け協力金は、どちらも申請できますか？

飲食店の時短要請協力金の支給を受ける店舗については、テナント事業者向け協力金の対象にはなりません。どちらかを選択し、申請することになります。

Q27：協力金は、いくら支給されますか？

大規模集客施設運営事業者(※1) ※20時までの営業時間短縮要請

1 テナント(※2)、特定百貨店店舗(※3)有りの場合

①に加え、施設の状況に応じて②及び③も支給されます。

① 自己利用部分面積(※4)に係る協力金

1,000㎡毎に20万円 × 時短率(※5) × 時短日数

② テナント事業者等管理把握に係る協力金（協力金の対象となるテナント事業者等が10以上ある場合のみ）

(テナント数+特定百貨店店舗数) × 2万円 × 時短率 × 時短日数

③ 特定百貨店店舗数に関する算定

(最終的には特定百貨店店舗に支払われることを想定)

特定百貨店店舗数 × 2万円 × 時短率 × 時短日数

2 テナント、特定百貨店店舗なしの場合

① 自己利用部分面積に係る協力金

1,000㎡毎に20万円 × 時短率 × 時短日数

テナント ※20時までの営業時間短縮要請

① テナント事業者向け協力金

100㎡毎に2万円 × 時短率 × 時短日数

映画館運営事業者 ※21時までの営業時間短縮要請

映画館が1,000㎡を超える大規模集客施設である場合、①及び②が支給されます。

① 自己利用部分面積に係る協力金

1,000㎡毎に20万円 × 時短率 × 時短日数

② 映画館運営事業者に関する協力金

スクリーン数 × 2万円 × (時短で上映できなくなった回数 / 本来上映予定回数) × 時短日数

※ 映画館が1,000㎡以下の場合、テナント事業者向け協力金の対象となります。

ただし、この場合は上記②の協力金の申請はできません。

映画配給会社① 映画配給会社に関する協力金

スクリーン数 × 2万円 × (時短で上映できなくなった回数 / 本来上映予定回数) × 時短日数

(算定基礎となる面積に関する補足)

- 「自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円」の考え方
1,000㎡以下の場合には20万円となります。
1,000㎡を1単位とし、単位未満切り捨てとします。
〔 900㎡ → 1,000㎡ で計算する。 〕
〔 1,650㎡ → 1,000㎡ で計算する。 〕
- 「テナント部分の面積100㎡毎に2万円」の考え方
100㎡未満の場合には2万円となります。
100㎡を1単位とし、単位未満切り捨てとします。
〔 90㎡ → 100㎡ で計算する。 〕
〔 165㎡ → 100㎡ で計算する。 〕

(*1) 大規模集客施設運営時業者

大規模集客施設の運営により収益を得る事業を行う者であつて、施設の営業時間短縮等を決定する権限を有する者。

なお、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除く。

（※2）テナント

契約に基づき、大規模集客施設の区画を賃借し、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該大規模集客施設を利用する一般消費者向けに、当該大規模集客施設運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗

（※3）特定百貨店店舗

床面積が1,000㎡を超える百貨店等において事業を営む店舗で、以下の要件を全て満たす者。

- ・当該店舗の売上げが当該百貨店等にいったん計上され、その後分配される場合
- ・当該百貨店等から一定の区画の分配を受けている場合
- ・当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる場合

（※4）自己利用部分面積

大規模集客施設運営時業者が一般消費者向け事業の用に直接供している部分であり、営業時間短縮要請に応じて営業時間短縮を行っている部分の面積

※生活必需品売場については、営業時間短縮を要請していないので除く。

（※5）時短率

時短した時間 / 本来の営業時間

【時短率の考え方】

今回の営業時間短縮要請は5時～20時までです。

（イベント開催時及び映画館は5時～21時までです）

※営業時間短縮要請に応じて短縮された営業時間の計算に当たっては、始業を遅くした部分及び営業時間短縮要請を超える部分は含みません。

（例）① 本来の営業時間が10時～22時の施設が、10時～19時の営業とした場合

・時短率 = (20時～22時の) 2時間 / 12時間 = 1/6

→ 施設としては22時を19時までとしたため、3時間の営業時間短縮であるが、県の要請は20時までとしているため、20時～22時の2時間が時短した時間となる。

② 24時間営業の施設が、5時～20時の営業とした場合

・時短率 = (20時～翌日5時の) 9時間 / 24時間 = 3/8

③ 本来の営業時間が4時～14時の施設が、5時～14時の営業とした場合

→ 始業を遅くした部分は営業時間の計算に含まないため、この場合の時短率は0、協力金は0円となります。

1：曜日等によって営業時間が異なる場合、時短率はどうなりますか？

それぞれの営業時間で時短率を計算してください。

2：定休日や休業日の時短率はどうなりますか？

県の要請は20時までの営業時間短縮のため、終日施設を閉めた場合であっても、「短縮した時間」は、20時以降に短縮した時間とみなして計算します。そのため、時短率は営業日と同じとなります。（イベント開催時や映画館は21時）

【例】

本来の営業時間が10時～22時の施設が

- ・ 20時までの時短営業をした場合：(20時～22時の) 2時間/12時間=1/6
- ・ 定休日や休業日の場合：(20時～22時の) 2時間/12時間=1/6

※ 曜日等によって営業時間が異なる（=時短率が異なる）場合は、一番高い時短率を用いてください。

3：（映画館運営事業者の場合）上映作品によって上映開始・終了時刻が変わるため、一律の営業時間の設定はしていません。どのようにすればいいですか？

映画館運営事業者で一律の営業時間の設定がない場合は、これまでの上映実績等を踏まえて、以下の取扱で時短率を算定してください。

本来の営業時間	営業時間短縮要請の直前の、営業時間を短縮していない一般的な日の実際の上映スケジュールに基づき、営業時間を設定
要請後の営業時間	要請に応じて営業時間を短縮している期間中の、一般的な日の実際の上映スケジュールに基づき、営業時間を設定

- ・ 通常営業とは別に、深夜上映等を行っている場合は、複数の営業時間を設定してください。
- ・ この取扱とする場合は、営業時間の設定に用いた、要請前後の実際の上映スケジュールを添付資料として提出してください。（上映回数及び上映時間が確認でき、スクリーン毎に整理されたもの）
- ・ 営業時間は、作品の上映時間と完全に一致する必要はありません。上映前後の観客の入退場の時間等も加味して構いません。

【例】

	要請前	要請後
作品の上映時間	8:30開始, 23:00終了	8:30開始, 20:30終了
営業時間の設定	8:00から23:30まで	8:00から21:00まで

<その他>

Q28：虚偽申請及び不正受給が発覚したらどうなりますか？

申請書の審査段階及び県民からの各種情報提供などにより、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、所轄警察署等へ速やかに通報するとともに、協力金を不正受給した事実が判明した場合は、支給した協力金額を返還していただくなど厳正に対処します。

(例)

- ・実際には20時(イベント開催時及び映画館については21時)以降も営業を行っているにも関わらず、時短要請に応じたようにみせかけて申請している。
- ・以前から廃業・休業しているにも関わらず営業実態があるように見せかけて申請している。
- ・対象区域内に営業している店舗が複数あるにも関わらず、全店舗が時短に対応したと見せかけて申請している。

Q29：給付金は非課税ですか？

国によると課税対象とのことです。今後確定申告に含める必要がありますので、税務上の処理についてはご注意ください。